

令和6年度 見舞金の募集案内

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

【趣旨】

交通事故により父母等を失ってから1年以内で、かつ、父母等を失った日において、18歳未満の方に、お見舞金をお渡しします。

1 支給の対象となる方

次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 交通事故により父母等を失った日において18歳未満であること
- (2) 父母等を失ってから1年以内に申請があること
- (3) 日本国籍を有し、かつ北海道内に居住していること
- (4) 保護者が北海道内に居住していること

2 お見舞金の額と支給方法

- (1) 金額 1人あたり120,000円 (1人につき1回限りとさせていただきます。)
- (2) 支給方法 一括して支給します。

3 申請に必要な書類

	見舞金	給付金	奨学金
① 申請書	○ 見舞金支給申請書 (第1号様式)	○ 給付金支給申請書 (第2号様式)	○ 奨学金願書 (第1号様式)
② 戸籍謄本・住民票	○	○	○
③ 交通事故証明書	○	○	○
④ 前年の収入を証明する書類	—	○	○
⑤ 重度後遺障害に関する証明書	—	○ 該当者のみ	○ 該当者のみ
⑥ 在学証明書等(奨学金に必要な書類)	—	—	○

※複数の支援を同時に申請する場合は、重複する添付資料を省略することができます。

【見舞金、給付金】の場合、②、③の書類について、1通の提出で可とします。

【見舞金、奨学金】の場合、②、③の書類について、1通の提出で可とします。

【見舞金、給付金及び奨学金】の場合、②、③、④、⑤の書類について、1通の提出で可とします。

【注1】書類が完備されていない場合は、申請を受理できませんので、ご注意ください。

【注2】給付金(継続)と見舞金、奨学金を重複して申請する場合は、「令和6年度給付金の募集案内」をご覧ください。

4 提出先

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二北海道通信ビル6階
公益社団法人北海道交通安全推進委員会まで

5 受付及び決定の通知

ア 随時受付をします。

イ 当委員会で書類審査の後、申請者に決定を通知します。なお、お見舞金の支給は、申請を受理した月の翌月を予定しております。

6 その他

詳細は、当委員会のホームページをご覧ください。

お問合せ先は

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 第二北海道通信ビル6階

電話(011)221-6666 F A X (011)221-7873

受付時間 (8:45~17:30 土日祝日は除く)

URL : <https://www.slowly.or.jp/>


e-mail : safety@slowly.or.jp

(メールでもお問合わせができます。)

公式ホームページ/YouTube チャンネル/Twitter/Facebook ページ

北海道交通安全推進委員会

検索

 クリック

